

2 受検手数料及び本人確認書類



受検手数料については右記のURLから簡単に確認できます。

受検手数料及び本人確認書類は下表のとおりです。※年齢は本年4月1日現在

級	実技試験						学科試験 受検手数料
	対象者						
	年齢	雇用保険 被保険者ですか	学校等の 在校生ですか ※2	県独自減免の 対象者ですか ※1	必要書類	受検手数料	
特級 1級 単一等級	—	—	—	—	表1参照	18,200円	+ 3,100円
2級 五輪 ※3	—	—	—	はい	表2参照	9,200円	
	—	—	—	いいえ	表1参照	18,200円	
3級 ※4	23歳未満 (平成14年4月2日) (以降に生まれた方)	はい	はい	はい	表2参照	3,100円	
				いいえ	表1参照	7,600円	
			いいえ	はい	表2参照	3,100円	
				いいえ	表3参照	7,600円	
				いいえ	表2参照	9,200円	
	23歳以上35歳未満 (平成2年4月2日～ 平成14年4月1日) 間に生まれた方	—	はい	はい	表3参照	3,100円	
				いいえ	表1参照	12,100円	
			いいえ	はい	表2参照	9,200円	
				いいえ	表1参照	18,200円	
				いいえ	表3参照	12,100円	
35歳以上 (平成2年4月1日) (以前に生まれた方)	—	はい	表3参照	12,100円			
		いいえ	表1参照	18,200円			

※1 宮崎県独自の減免については下表2を参照ください。

※2 「学校等の在校生」とは以下①、②のいずれかに該当する方です。

①学校教育法に規程する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、又は各種学校に在学する者若しくは職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校に在学する者
②職業能力開発促進法による公共・認定職業能力開発施設の訓練生。ただし短期課程の訓練を受けている者を除く。また認定職業訓練施設の訓練生は就職している者を除く。

※3 2級の実技試験受検希望者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方の実技試験手数料は18,200円です。

※4 3級の実技試験受検希望者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方である場合、学校等の在校生の実技試験手数料は12,100円。その他の方は18,200円です。

表1

No.	本人確認書類	備考
1	運転免許証(裏書きがあれば裏面もコピーしてください。)	氏名及び生年月日が 確認できるもの
2	健康保険被保険者証	
3	マイナンバーカード(個人番号が記載されている箇所は黒塗り必須)	
4	生徒手帳、学生証	
5	No.1～3の他、日本の官公庁が発行した身分証明書	
6	特別永住者証明書、在留カード	
7	外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)	

※いずれか1つの書類を添付してください。

表2

No.	県独自減免内容	本人確認書類	備考
1	35歳未満で宮崎県内に在住	運転免許証、住民票、マイナンバーカード(個人番号が記載されている箇所は黒塗り必須)等	氏名、生年月日及び県内に在住していることが確認できるもの
2	35歳未満で宮崎県内に就労	1. 就労証明書 2. 運転免許証、住民票、マイナンバーカード(個人番号が記載されている箇所は黒塗り必須)等 上記1,2の2点を添付してください	・申請書裏面「就労証明書」に署名・捺印 ・氏名、生年月日を確認できるもの
3	35歳未満で宮崎県内の学校等に在学※	生徒手帳、学生証、在学証明書等	氏名、生年月日及び県内の学校等に在学していることが確認できるもの

※県独自減免の対象項目が複数ある場合はいずれか1つの書類を添付してください。

表3

No.	内容	本人確認書類	備考
1	学校等に在学※	生徒手帳、学生証、在学証明書等	氏名、生年月日及び学校等に在学していることが確認できるもの

※ 「学校等の在校生」とは以下①、②のいずれかに該当する方です。

①学校教育法に規程する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、又は各種学校に在学する者若しくは職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校に在学する者
②職業能力開発促進法による公共・認定職業能力開発施設の訓練生。ただし短期課程の訓練を受けている者を除く。また認定職業訓練施設の訓練生は就職している者を除く。